

農地法第3条の規定による許可申請提出書類一覧表

【権利を取得する者が 個人 の場合】

1	許可申請書	1部 <input checked="" type="checkbox"/>
2	土地の全部事項証明書（法務局） 記載されている所有者の住所が現住所と異なるときは、所有者の住所の履歴の分かる住民票または戸籍の附票を添付してください	1部 <input checked="" type="checkbox"/>
3	誓約書 権利移動後、3年間は申請地を耕作の用に供することの誓約	1部 <input checked="" type="checkbox"/>
4	付近見取り図 権利を取得しようとする農地の位置が分かるもの	2部 <input checked="" type="checkbox"/>
5	営農計画書 この申請により宇佐市で初めて農地を取得する場合、または現在の経営農地の面積が50アール未満の場合	1部 <input type="checkbox"/>
6	契約書の写 賃借権設定、または使用貸借による権利設定のとき	1部 <input type="checkbox"/>
7	権利取得者の世帯全員の住民票 権利取得者が市外住民のとき	1部 <input type="checkbox"/>

【権利を取得する者が 法人 の場合】

※上記【個人の場合】の 1～5 の書類に加えて、		
8	法人の登記事項証明書（法務局）	1部 <input type="checkbox"/>
9	定款または寄附行為の写 原本証明をしてください	1部 <input type="checkbox"/>
10	農地所有適格法人としての事業等の状況 権利を取得しようとする者が農地所有適格法人であるときのみ添付してください	1部 <input type="checkbox"/>
11	その他 法人の形態等により、別途追加資料の提出を求める場合があります	

【競売または公売による権利取得の場合】

※上記【個人の場合】の 1～4 の書類に加えて		
12	農地等の買受適格証明願	1部 <input type="checkbox"/>
13	競公売事件の公告の写	1部 <input type="checkbox"/>

【その他】

14	委任状 行政書士が代理申請する際には、平成15年2月14日付け日本行政書士会連合会会長・農林建設部長による「農地法許可申請書における委任状・確認書について」に基づき、委任状を添付してください	1部 <input type="checkbox"/>
----	---	-----------------------------

- * 2部以上必要とする書類は、1部は原本、残りはコピーで結構です。
- * 証明書類は、申請前3か月以内のものを添付してください。
- * 当事者が農業者年金を受給している場合や贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、事前に農業委員会事務局にご相談ください。